

市内学校、保育施設等で休校相次ぐ



新型コロナ感染拡大対応の応援金、支援金の活用を

米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

新型コロナウィルスの感染拡大が広がっています。市内小学校や保育施設等の休校、休園が広がり保護者の負担も大きなものとなっています。2月1日の衆議院予算委員会日本共産党宮本徹議員の質問で米原市の「学校休業等対応緊急応援金」が取り上げられました。しんぶん赤旗日刊紙の2月2日号でも取り上げられています。宮本徹事務所より全国的にも珍しい制度でぜひ活用してくださいとの連絡がありました。また1月31日から始まった事業復活支援金についても紹介します。



予審員会の様子

学校休業等緊急応援金

対象者は

新型コロナウィルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、家庭保育を行うために無給の休暇取得または休業を余儀なくされた保護者への緊急支援として支給されます。次の全てに該当する人が対象で、1世帯につき1人のみ対象とです。

- ①令和3年4月1日現在で12歳未満の子どもを持つ保護者。ただし、障がいのある子どもさんについては18歳未満。
- ②保護者が米原市内に住所を有する者。
- ③保護者が労働者または個人事業主（フリーランスを含む。）
- ④所得の補填に当たる他の公的な給付金を受給しておらず、今後も受給しない保護者が対象です。

外となっています。

対象期間と申請期限

○令和3年11月1日から12月31日間の休暇は令和4年2月28日

○令和4年1月1日から3月31日間の休暇は令和4年4月11日

※いずれも必着です。今回4年1月1日以降の対象期間が追加されました。

詳しくは

○米原市役所・子育て支援課（53-5131）

事業復活支援金

30%~40%の減業者も対象

今まで、事業者向け支援金について一時支援金や月次支援金が実施されてきましたが、今回①全ての地域、業種が対象となったこと。

支給金額等

②月の売り上げが30%以上50%未満も事業者も対象。

1月31日から「事業復活支援金」の受付が始まっています。今回は①全ての地域、業種が対象となったこと。②月の売り上げが30%以上50%未満も事業者も対象。③支援金の既受給者の事前確認が省略されること等の改善が図られたことなどです。

受給対象者は

新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月~2022年3月のいず

新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年11月~2022年3月のいず

雑感

第4次の米原市男女共同参画推進計画(案)のパブリックコメント募集が広報まいばらや米原市のホームページにでています。ぜひ皆さんが意見を出されることを希望します。期限は2月21日までです。振り返って議会を見れば、現在女性議員はいません。また昨年の議会では「夫婦同姓」を維持するとする請願が採択されています。国際的にも「夫婦同姓」を強制している国は日本だけです。国連でも女性差別撤廃条約の委員会で撤廃の勧告がでています。氏の選択は「人権問題」です。男女どちらの氏を選択するにしても強制することは人権問題です。また男女の所得格差は重大な問題です。これを解決しなければ計画は絵にかいた餅です。



申請期限と申請方法

申請期間は1月31日から5月31日までです。事業復活支援金事務局のWEBページ(左・QRコード)から登録ください。対象月や給付額の計算等不明な点は長浜民主商工会(0749-5611022)でも相談を行っていただけます。

売上高減少率	個人事業者	法人		
		売上高1億円以下	売上高1億円超~5億円	売上高5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

給付上限額は

れかの月の売上高が、2018年11月~2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者としています。